

原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市であったが、平日は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、週末にのみ須賀川市で暮らしていた申立人について、生活の本拠地が南相馬市原町区にあったと認めて、平成24年8月から平成27年3月まで月額5万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の5割として算定。）の日常生活阻害慰謝料のほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額50万円、及び自主的避難等に係る損害として同追補の定める目安額20万円から既払金12万円を控除した8万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人 X と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 日常生活阻害慰謝料

期間：自 平成24年8月1日 至 平成27年3月31日

金160万円

2 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

金50万円

3 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間：自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日

金8万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金218万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月29日

（仲介委員 戸嶋 洋一）